

I 公共施設再配置計画とは

I 公共施設再配置計画とは

1 「公共施設再配置計画」策定の背景と目的

本市の公共施設は、主に 1965（昭和 40）年代から 1985（昭和 60）年代の人口増加に伴う需要の増大に応じて学校や市営住宅などが整備されてきましたが、これらの施設は建築後 30 年以上経過したものが多く、老朽化の進行や耐震性不足への対応が課題となっています。これに対し、市の財政は、少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少などの影響により、公共施設を維持・更新していくための財源確保は難しくなっていくものと想定されます。

これらの状況に対応していくため、本市では公共施設の保有量の適正化や効率的な維持管理などにより、将来にわたって公共施設を維持していくとともに、新たなニーズに適応した、安全で安心して利用できる公共施設を提供していくため、「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」の策定の取組を進めてきました。

今後は、「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」の「公共施設の管理に関する大方針」に基づき、以下の視点を踏まえ効率的かつ効果的な公共施設の再配置を図ることが望まれます。

- ①市民のニーズ
- ②人口構造の変化
- ③合併による効果
- ④財政の見通し

また、公共施設の再配置にあたっては、中長期的な視点から施設の大規模改修期や更新時期などを捉えて、進めていくことが重要となります。

本計画は、2016（平成 28）年度から 2045（平成 57）年度の 30 年間を見据え、公共施設の再配置について公共施設の施設類型^(※)ごとに分析と検討を行い、再配置の手法や留意点などを考察し、個別施設の再配置も視野に入れ、概ね 30 年間（2016（平成 28）～2045（平成 57）年度）の「公共施設再配置計画」と、概ね 10 年間（2016（平成 28）～2025（平成 37）年度）の「公共施設再配置実施計画」を示すものであります。

※ 施設類型：施設の性格や使用形態などから分類したものです。本市の 139 の公共施設を、市民文化系施設や学校教育系施設といった 13 の大分類と、集会施設や文化施設、小学校や中学校といった 23 の中分類に分類しています。

1 「公共施設再配置計画」策定の背景と目的

本市の公共施設は、主に 1965（昭和 40）年代から 1985（昭和 60）年代の人口増加に伴う需要の増大に応じて学校や市営住宅などが整備されてきましたが、これらの施設は建築後 30 年以上経過したものが多く、老朽化の進行や耐震性不足への対応が課題となっています。これに対し、市の財政は、少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少などの影響により、公共施設を維持・更新していくための財源確保は難しくなっていくものと想定されます。

これらの状況に対応していくため、本市では公共施設の保有量の適正化や効率的な維持管理などにより、将来にわたって公共施設を維持していくとともに、新たなニーズに適応した、安全で安心して利用できる公共施設を提供していくため、「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」の策定の取組を進めてきました。

今後は、「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」の「公共施設の管理に関する大方針」に基づき、以下の視点を踏まえ効率的かつ効果的な公共施設の再配置を図ることが望まれます。

- ①市民のニーズ
- ②人口構造の変化
- ③合併による効果
- ④財政の見通し

また、公共施設の再配置にあたっては、中長期的な視点から施設の大規模改修期や更新時期などを捉えて、進めていくことが重要となります。

本計画は、2016（平成 28）年度から 2045（令和 27）年度の 30 年間を見据え、公共施設の再配置について公共施設の施設類型^(※)ごとに分析と検討を行い、再配置の手法や留意点などを考察し、個別施設の再配置も視野に入れ、概ね 30 年間（2016（平成 28）～2045（令和 27）年度）の「公共施設再配置計画」と、概ね 10 年間（2016（平成 28）～2025（令和 7）年度）の「公共施設再配置実施計画」を示すものであります。

●令和 4 年度 公共施設再配置計画の見直しにあたって

○計画見直しの背景

本市では、公共施設再配置計画に基づき、施設類型毎に再配置の取組を進めております。平成 28 年度の計画期間開始以降、人口減少や少子高齢化の進行、DXの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の生活習慣の変化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しました。そして、そのことは公共施設のあり方にも大きな影響を与えています。

また、本市におきましても、この間の再配置の取組みとして、貸出施設の利用状況調査や建物の劣化状況調査などを実施してきました。

これらのことを踏まえ、本市といたしましては、施設類型ごとの再配置を行う時期や手法などを見直す必要があると判断いたしました。

※ 施設類型：施設の性格や使用形態などから分類したものです。本市の 139 の公共施設を、市民文化系施設や学校教育系施設といった 13 の大分類と、集会施設や文化施設、小学校や中学校といった 23 の中分類に分類しています。

旧(平成 30 年 3 月策定)

新(改定案)

○計画見直しの考え方

当初の計画策定の際は、公共施設の延床面積 25%削減を計画期間内に達成することを念頭に、合併による行政体制の効率化を早期に図ることにも着目し、建築後 30 年の大規模改修期における施設の再配置や、民間移管の可能性がある施設の早期の再配置なども積極的に取り入れて検討を行いました。

早期に再配置することで、施設の維持管理や改修にかかる経費を圧縮することが可能ですが、一方で、施設に対する市民ニーズや施設の運営状況を踏まえ、施設を安全に利活用することが可能であると見込まれる段階において施設を廃止することは早計であります。

このため、今回の見直しでは「延床面積の削減」だけでなく、建物の耐用年数、利用ニーズ、施設の運営状況などを踏まえた「施設の有効活用」にも重点を置くこととし、今後も有効に利活用が見込まれる施設や市が所有し維持管理する必要がある施設などについては、施設の長寿命化を含め更新等が必要となる時期まで有効活用することを念頭に、計画の見直しを実施することとしました。

また、今回の見直しにより、文化施設や庁舎などの大規模な施設の再配置の時期が、前期から後期に先送りされることとなりますが、現在の施設は必要なサービス水準を保ちつつ、可能な場合は複合的な機能配置も視野に入れるなど積極的に有効活用を行い、将来訪れる更新時期において、社会情勢を踏まえた最適な規模や手法による再配置を行うことにより、機能や経費の面で無駄の無い再配置が実現できるものと考えております。